

平成 19 年 6 月 29 日掲載

事業契約書（案）別紙の変更箇所新旧対照表

該当箇所	変更前(H19.5.25)	変更後(H19.6.29)
P 27 別紙 1(16)	「業務開始予定日」とは、設計業務、建設・工事監理業務、厨房機器・食器等の調達・設置業務、維持管理業務及び運營業務それぞれについて、事業者の提案に基づいて市が決定した日という。	「業務開始予定日」とは、設計業務、建設・工事監理業務、厨房機器・食器等の調達・設置業務、維持管理業務及び運營業務それぞれについて、事業者の提案に基づいて、 <u>契約締結後 1 箇月以内に市が決定し、決定後 6 日以内に書面により通知する日</u> という。
P 30 別紙 2 2(2)	状況毎に <u>一定期間</u> （図 - 1 に記す）	状況毎に、 <u>事業者と協議の上決定した改善完了予定日</u> （図 - 1 に記す）
P 32 別紙 3 表 1 被保険者	事業者	<u>市又は事業者</u>
P 33 別紙 4 1 表 2 項目	(1)施設整備費	(1)施設費
P 33 別紙 4 1	一切の費用からなる施設費と、施設整備費を市が割賦で支払う	一切の費用からなる施設費と、施設費を市が割賦で支払う
P 33 別紙 4 1	割賦手数料は基準金利と <u>応募者</u> の提案による利鞘（スプレッド）の・・・金利スワップレート 10 年ものとする。提案提出時に使用する基準金利を 2.2%とする。	割賦手数料は基準金利と <u>事業者</u> の提案による利鞘（スプレッド）の・・・金利スワップレート 10 年ものとする。【提案提出時に使用する基準金利を 2.2%とする。】
P 33 別紙 4 1	応募者は提案の作成に当たり、これらの業務等に関する費用を積算すること。	【応募者は提案の作成に当たり、これらの業務等に関する費用を積算すること。】

該当箇所	変更前(H19.5.25)	変更後(H19.6.29)
P 35 別紙 4 2 表		<u>運營業務の対価については、食数変動による改定を行うものとする。</u> <u>上記対価の改定は、第 58 条及び別紙 5 に基づき行われるものとする。</u>
P 35 別紙 4 3	平成 21 年 7 月に第 1 回目 (<u>交付金等を含む</u>) の支払いを行い、	平成 21 年 7 月に第 1 回目の支払いを行い、

該当箇所のページ、章・節等の番号は、変更後のものを示しています。